

国官参建第51号
令和6年12月13日

建設業者団体の長 殿

国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和6年12月13日付け国不建推第64号・国不建振第105号・国官参建第47号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。



参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労働単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労働単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含められている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労働単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 7 この表は、「令和6年3月から適用する公共工事設計労働単価」に対応するものである。

(上段：公共工事設計労働単価
 (下段：公共工事設計労働単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値))

地方連綿協議会名		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位：円)																					
		都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜水かん工	潜水かん工(特殊)	さく井工	トンネル特殊工	トンネル作業員	
北海道	01 北海道	23.600	20.000	17.500	22.700	30.800	27.100	-	-	25.300	27.300	28.700	27.800	30.100	24.900	20.700	38.400	47.700	-	-	43.800	31.100	
		(33.200)	(28.100)	(24.600)	(31.900)	(43.300)	(38.900)	-	-	(35.600)	(38.400)	(40.400)	(39.100)	(42.300)	(35.000)	(29.100)	(54.000)	(67.100)	-	-	(61.600)	(43.700)	
		(38.500)	(29.100)	(23.300)	(31.600)	(44.100)	(40.600)	-	-	(40.600)	(32.600)	(41.600)	(37.500)	(35.400)	(44.600)	(39.500)	(53.300)	(66.200)	(47.700)	(59.500)	(42.200)	(42.200)	
	02 青森県	27.400	20.700	16.600	22.500	31.400	28.900	-	-	28.900	23.200	29.600	26.700	25.400	28.100	31.700	28.100	37.900	47.100	33.900	42.300	30.000	30.000
		(38.500)	(29.100)	(23.300)	(31.600)	(44.100)	(40.600)	-	-	(40.600)	(32.600)	(41.600)	(37.500)	(35.400)	(44.600)	(39.500)	(53.300)	(66.200)	(47.700)	(59.500)	(42.200)	(42.200)	
		26.000	22.100	17.100	23.700	33.000	27.700	-	-	28.800	24.400	29.400	27.000	26.500	28.300	31.000	25.500	37.800	47.100	33.800	44.600	30.200	30.200
	03 岩手県	26.000	21.100	24.000	(33.300)	(46.400)	(38.900)	-	-	(40.600)	(34.300)	(41.300)	(38.000)	(37.300)	(39.000)	(43.600)	(35.900)	(53.100)	(66.200)	(47.500)	(62.700)	(42.500)	(42.500)
		(38.500)	(31.100)	(26.800)	(34.900)	(47.800)	(44.300)	-	-	(40.600)	(36.700)	(43.900)	(42.900)	(43.600)	(47.900)	(45.800)	(40.100)	(53.000)	(65.700)	(47.200)	(62.700)	(42.300)	(42.300)
		27.600	22.100	18.500	24.800	34.000	31.500	-	-	29.000	26.100	35.500	30.500	31.000	30.500	32.600	28.500	37.700	46.700	33.600	44.600	30.100	30.100
	04 宮城県	27.600	21.100	26.800	(34.900)	(47.800)	(44.300)	-	-	(40.600)	(36.700)	(43.900)	(42.900)	(43.600)	(47.900)	(45.800)	(40.100)	(53.000)	(65.700)	(47.200)	(62.700)	(42.300)	(42.300)
		(38.800)	(33.200)	(28.000)	(36.300)	(49.400)	(45.900)	-	-	(41.200)	(34.000)	(43.200)	(39.100)	(38.900)	(40.900)	(43.400)	(40.900)	(53.700)	(67.100)	(48.200)	(61.400)	(43.400)	(43.400)
		26.100	21.200	18.000	23.600	31.900	28.900	-	-	29.300	24.200	30.700	27.800	27.700	29.100	30.900	29.100	38.200	47.700	34.300	43.700	30.900	30.900
05 秋田県	26.100	21.200	18.000	23.600	31.900	28.900	-	-	29.300	24.200	30.700	27.800	27.700	29.100	30.900	29.100	38.200	47.700	34.300	43.700	30.900	30.900	
	(36.700)	(29.800)	(25.300)	(33.200)	(44.900)	(40.600)	-	-	(41.200)	(34.000)	(43.200)	(39.100)	(38.900)	(40.900)	(43.400)	(40.900)	(53.700)	(67.100)	(48.200)	(61.400)	(43.400)	(43.400)	
	26.000	21.000	18.800	23.900	30.100	28.800	28.800	28.800	28.800	25.000	30.900	29.700	30.600	30.300	28.900	25.600	38.000	47.100	34.000	43.300	30.500	30.500	
06 山形県	26.000	21.000	18.800	23.900	30.100	28.800	28.800	28.800	25.000	30.900	29.700	30.600	30.300	28.900	25.600	38.000	47.100	34.000	43.300	30.500	30.500		
	(36.800)	(29.500)	(26.400)	(33.800)	(42.300)	(40.500)	(40.500)	(40.500)	(40.100)	(43.300)	(43.400)	(40.400)	(42.800)	(40.800)	(46.800)	(38.000)	(53.800)	(68.200)	(47.800)	(63.200)	(42.900)	(42.900)	
	23.000	20.100	24.500	(30.200)	(43.300)	(31.300)	30.200	29.200	25.600	31.300	28.600	30.700	30.200	27.600	24.300	38.000	47.000	33.900	43.200	30.000	30.000		
07 福島県	23.000	20.100	24.500	(30.200)	(43.300)	(31.300)	30.200	29.200	25.600	31.300	28.600	30.700	30.200	27.600	24.300	38.000	47.000	33.900	43.200	30.000	30.000		
	(38.900)	(30.900)	(28.300)	(34.400)	(46.400)	(44.000)	(42.500)	(41.100)	(36.000)	(44.000)	(40.200)	(43.200)	(42.500)	(38.800)	(34.200)	(53.400)	(66.100)	(47.700)	(60.700)	(42.200)	(42.200)		
	25.100	24.000	16.100	25.100	28.200	29.200	30.700	29.000	25.700	28.200	25.800	28.800	31.700	28.200	23.000	34.900	41.500	35.500	36.200	29.200	29.200		
08 茨城県	25.100	24.000	16.100	25.100	28.200	29.200	30.700	29.000	25.700	28.200	25.800	28.800	31.700	28.200	23.000	34.900	41.500	35.500	36.200	29.200	29.200		
	(35.300)	(33.700)	(22.600)	(35.300)	(39.600)	(41.100)	(43.200)	(40.800)	(36.100)	(39.600)	(36.300)	(40.500)	(44.600)	(39.600)	(32.300)	(49.100)	(58.300)	(49.000)	(50.900)	(41.100)	(41.100)		
	24.800	22.400	15.900	24.800	29.900	27.600	30.800	29.000	25.300	28.100	26.700	30.300	32.500	25.400	23.900	35.000	41.500	35.500	36.700	29.600	29.600		
09 栃木県	24.800	22.400	15.900	24.800	29.900	27.600	30.800	29.000	25.300	28.100	26.700	30.300	32.500	25.400	23.900	35.000	41.500	35.500	36.700	29.600	29.600		
	(34.900)	(31.500)	(22.400)	(34.900)	(42.000)	(38.800)	(43.300)	(40.800)	(35.600)	(39.500)	(37.500)	(42.600)	(45.700)	(35.700)	(33.600)	(49.200)	(58.300)	(49.500)	(51.600)	(41.600)	(41.600)		
	24.900	23.700	17.100	25.000	31.300	26.300	29.600	28.800	24.800	27.300	26.200	26.400	30.300	25.800	21.500	35.000	41.600	35.900	35.900	29.500	29.500		
10 群馬県	24.900	23.700	17.100	25.000	31.300	26.300	29.600	28.800	24.800	27.300	26.200	26.400	30.300	25.800	21.500	35.000	41.600	35.900	35.900	29.500	29.500		
	(35.000)	(33.300)	(24.000)	(35.200)	(44.000)	(37.000)	(41.600)	(40.500)	(34.900)	(38.400)	(36.800)	(37.100)	(42.600)	(36.300)	(30.200)	(49.200)	(58.500)	(49.000)	(55.500)	(41.500)	(41.500)		
	26.700	24.300	16.900	24.700	29.900	30.400	30.800	29.100	27.200	30.200	27.200	30.800	31.600	29.300	25.200	34.900	41.500	35.500	34.900	29.300	29.300		
11 埼玉県	26.700	24.300	16.900	24.700	29.900	30.400	30.800	29.100	27.200	30.200	27.200	30.800	31.600	29.300	25.200	34.900	41.500	35.500	34.900	29.300	29.300		
	(37.500)	(34.200)	(23.800)	(34.700)	(42.000)	(42.700)	(43.300)	(40.900)	(38.200)	(42.500)	(38.200)	(43.300)	(44.400)	(41.200)	(35.400)	(49.100)	(58.300)	(49.500)	(48.100)	(41.200)	(41.200)		
	27.600	23.900	16.800	25.800	29.800	31.500	31.400	29.100	29.100	27.500	31.400	27.100	31.100	31.800	28.500	25.000	35.000	41.500	35.900	34.800	29.300	29.300	
12 千葉県	27.600	23.900	16.800	25.800	29.800	31.500	31.400	29.100	29.100	27.500	31.400	27.100	31.100	31.800	28.500	25.000	35.000	41.500	35.900	34.800	29.300	29.300	
	(38.800)	(33.600)	(23.300)	(36.300)	(44.300)	(44.300)	(44.300)	(41.400)	(40.900)	(38.700)	(44.100)	(38.100)	(43.700)	(44.700)	(40.100)	(35.200)	(49.200)	(58.300)	(49.900)	(48.900)	(41.200)	(41.200)	
	28.300	25.400	17.600	25.900	31.600	31.200	31.400	29.200	30.100	30.900	28.000	32.700	33.800	28.900	23.600	35.100	41.600	35.600	33.900	29.400	29.400		
13 東京都	28.300	25.400	17.600	25.900	31.600	31.200	31.400	29.200	30.100	30.900	28.000	32.700	33.800	28.900	23.600	35.100	41.600	35.600	33.900	29.400	29.400		
	(39.800)	(35.700)	(24.700)	(36.400)	(44.400)	(43.900)	(44.100)	(41.100)	(42.300)	(43.400)	(39.400)	(46.000)	(47.500)	(40.800)	(33.200)	(49.400)	(58.500)	(50.100)	(47.700)	(41.300)	(41.300)		
	23.500	23.300	17.200	23.300	29.300	31.300	31.200	28.900	27.700	29.000	28.000	32.700	34.600	30.000	25.200	35.000	41.600	35.500	37.600	29.300	29.300		
14 神奈川県	23.500	23.300	17.200	23.300	29.300	31.300	31.200	28.900	27.700	29.000	28.000	32.700	34.600	30.000	25.200	35.000	41.600	35.500	37.600	29.300	29.300		
	(40.100)	(36.800)	(24.000)	(35.400)	(42.000)	(44.200)	(43.900)	(40.800)	(40.800)	(44.300)	(40.800)	(46.000)	(48.600)	(42.200)	(35.400)	(49.200)	(58.500)	(49.000)	(52.900)	(41.200)	(41.200)		
	27.200	22.200	16.800	25.100	30.900	27.900	31.100	28.700	27.100	28.400	28.300	30.900	33.300	28.900	24.600	35.200	41.700	35.700	36.400	29.400	29.400		
19 山梨県	27.200	22.200	16.800	25.100	30.900	27.900	31.100	28.700	27.100	28.400	28.300	30.900	33.300	28.900	24.600	35.200	41.700	35.700	36.400	29.400	29.400		
	(38.200)	(35.400)	(23.600)	(35.300)	(43.400)	(39.200)	(43.700)	(40.400)	(38.100)	(39.900)	(39.800)	(43.400)	(46.800)	(40.800)	(34.600)	(49.500)	(58.600)	(50.200)	(51.200)	(41.300)	(41.300)		
	26.200	23.200	17.800	24.900	29.700	27.500	28.800	27.100	25.400	26.600	26.600	27.700	29.500	25.800	22.200	35.200	41.900	35.700	38.400	29.700	29.700		
20 長野県	26.200	23.200	17.800	24.900	29.700	27.500	28.800	27.100	25.400	26.600	26.600	27.700	29.500	25.800	22.200	35.200	41.900	35.700	38.400	29.700	29.700		
	(36.800)	(32.600)	(25.000)	(35.000)	(41.800)	(38.700)	(40.500)	(38.100)	(35.700)	(37.400)	(37.400)	(38.900)	(41.500)	(36.300)	(31.200)	(49.500)	(58.900)	(50.200)	(54.000)	(41.800)	(41.800)		
	26.100	21.900	19.700	23.600	31.900	27.200	27.200	28.600	24.600	28.600	27.500	28.300	29.700	25.600	23.300	38.500	47						

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に算入した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- 7 この表は、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価
 (下段：公共工事設計労務単価+必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値))

地方運輸 協議会名	都道府県名	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位：円) ※(単位：円)																				
		トンネル 建設費	橋りょう 特殊工	橋りょう 普通工	橋りょう 造設費	土木一般 建設費	高級船舶	普通船舶	潜水士	潜水運給員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型枠工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工	
北海道	01 北海道	43,200	33,000	35,400	43,600	28,900	30,400	24,900	45,600	31,500	29,700	36,500	32,900	26,400	28,100	28,300	24,100	28,200	30,200	28,700	-	-
		(60,700)	(46,400)	(49,800)	(61,300)	(37,800)	(42,700)	(35,000)	(64,100)	(44,300)	(41,800)	(51,300)	(46,300)	(37,100)	(39,500)	(39,800)	(33,900)	(39,600)	(42,500)	(40,400)	-	-
東北	02 青森県	43,600	32,400	37,200	42,300	32,000	31,400	25,600	52,200	34,200	34,000	-	37,800	33,700	29,600	30,100	23,600	27,400	26,800	28,000	22,500	-
		(61,300)	(45,600)	(52,300)	(59,500)	(45,000)	(44,100)	(36,000)	(73,400)	(48,100)	(47,800)	-	(53,100)	(47,400)	(41,800)	(42,300)	(32,200)	(38,500)	(37,700)	(39,400)	(31,600)	-
	03 岩手県	43,700	32,500	37,300	43,800	31,900	31,500	25,500	54,300	35,600	35,800	-	37,700	34,000	30,400	31,900	25,200	27,400	27,000	28,200	22,500	-
		(61,400)	(45,700)	(52,400)	(61,600)	(44,900)	(44,300)	(35,900)	(76,300)	(50,100)	(50,300)	-	(53,000)	(47,800)	(42,700)	(44,900)	(35,400)	(38,500)	(38,000)	(39,600)	(31,600)	-
	04 宮城県	43,400	32,300	37,000	47,900	32,100	31,300	25,400	59,400	38,900	38,700	-	37,800	38,400	33,000	34,600	26,400	27,200	29,600	30,600	22,600	-
		(61,000)	(45,400)	(52,000)	(67,300)	(45,100)	(44,000)	(35,700)	(83,500)	(54,700)	(54,400)	-	(53,100)	(54,000)	(46,400)	(48,600)	(37,100)	(38,200)	(41,600)	(43,000)	(31,800)	-
	05 秋田県	44,100	33,300	37,600	44,100	33,500	31,800	25,900	54,500	35,500	35,500	-	38,200	30,700	33,000	30,800	23,100	27,800	27,800	28,200	22,800	-
		(62,000)	(46,800)	(52,900)	(62,000)	(47,100)	(44,700)	(36,400)	(76,600)	(49,900)	(49,900)	-	(53,700)	(43,200)	(46,400)	(43,300)	(32,500)	(39,100)	(39,100)	(39,600)	(32,100)	-
	06 山形県	43,800	32,900	37,300	42,800	31,000	31,500	26,800	54,400	35,600	35,400	-	34,100	30,900	28,500	30,000	25,400	27,500	30,900	29,000	22,600	-
		(61,800)	(46,300)	(52,400)	(60,200)	(43,800)	(44,900)	(37,700)	(78,300)	(50,100)	(48,800)	-	(47,900)	(43,400)	(40,100)	(42,300)	(35,700)	(38,700)	(43,400)	(48,900)	(31,800)	-
07 福島県	43,600	32,700	37,200	42,700	29,200	31,500	26,800	54,400	35,600	35,700	-	41,700	31,600	28,700	31,600	25,800	27,400	30,500	29,400	22,600	-	
	(61,300)	(45,700)	(52,400)	(60,000)	(41,100)	(44,300)	(37,700)	(76,500)	(50,100)	(50,200)	-	(58,600)	(40,400)	(44,400)	(42,500)	(36,400)	(38,500)	(42,900)	(41,300)	(31,800)	-	
関東	08 茨城県	38,600	32,700	33,500	37,400	29,000	38,400	29,400	43,900	29,700	31,900	30,700	54,700	28,700	29,100	29,700	26,000	28,400	30,700	31,300	24,200	-
		(54,300)	(46,000)	(47,100)	(52,600)	(40,800)	(54,000)	(41,300)	(61,700)	(41,800)	(44,900)	(43,200)	(76,900)	(40,400)	(40,900)	(41,800)	(36,600)	(38,400)	(43,200)	(44,000)	(34,000)	-
	09 栃木県	38,600	33,100	33,400	37,700	28,900	38,400	29,400	44,100	30,500	32,200	30,600	55,600	28,400	29,500	30,000	26,100	28,500	31,700	31,700	24,200	-
		(54,300)	(46,500)	(47,000)	(53,000)	(40,600)	(54,000)	(41,300)	(62,000)	(42,900)	(45,300)	(43,000)	(78,200)	(39,900)	(41,500)	(42,200)	(36,700)	(40,100)	(44,600)	(44,600)	(34,000)	-
	10 群馬県	38,400	32,900	33,400	37,700	29,000	38,500	29,400	45,900	29,800	31,400	30,800	51,600	28,300	28,500	26,500	25,200	28,500	29,200	29,800	24,200	-
		(54,000)	(46,300)	(47,000)	(53,000)	(40,800)	(54,100)	(41,300)	(64,500)	(41,900)	(44,100)	(43,300)	(72,500)	(39,800)	(40,100)	(37,300)	(35,400)	(40,100)	(41,100)	(40,600)	(34,000)	-
	11 埼玉県	38,600	33,700	33,500	37,900	29,400	36,400	29,400	45,700	34,400	33,600	30,600	55,700	29,800	28,700	29,800	25,800	28,500	32,900	32,200	-	-
		(54,300)	(47,400)	(47,100)	(53,300)	(41,300)	(51,200)	(41,300)	(64,300)	(48,400)	(47,200)	(43,000)	(78,300)	(41,900)	(40,400)	(41,900)	(41,900)	(38,300)	(40,100)	(46,300)	(45,300)	-
	12 千葉県	38,500	33,100	33,500	37,900	30,000	36,400	29,400	45,700	34,400	33,700	30,600	57,000	29,800	28,700	30,300	26,300	28,500	33,000	32,300	-	-
		(54,100)	(46,500)	(47,100)	(53,300)	(42,200)	(51,200)	(41,300)	(64,300)	(48,400)	(47,400)	(43,000)	(80,100)	(40,600)	(40,400)	(42,600)	(37,000)	(40,100)	(46,400)	(45,400)	-	-
13 東京都	38,400	32,900	33,600	38,500	31,000	36,800	29,500	47,200	34,500	33,500	30,700	54,400	30,000	28,800	30,800	27,000	28,600	34,200	32,400	-	-	
	(54,000)	(46,300)	(47,200)	(54,100)	(43,600)	(51,500)	(41,500)	(66,400)	(48,500)	(47,100)	(43,200)	(76,500)	(42,200)	(40,500)	(43,300)	(38,000)	(40,200)	(48,100)	(45,600)	-	-	
14 神奈川県	38,400	32,900	33,600	37,600	31,400	36,500	29,400	46,300	33,500	32,200	30,700	52,800	29,800	28,700	29,800	25,800	28,500	31,300	31,700	-	-	
	(54,200)	(46,400)	(47,200)	(52,800)	(44,100)	(51,300)	(41,300)	(65,100)	(47,100)	(45,300)	(43,200)	(74,200)	(42,000)	(40,400)	(42,000)	(36,200)	(40,100)	(44,000)	(44,800)	-	-	
19 山梨県	38,700	32,300	33,600	38,900	29,800	36,400	29,300	46,800	32,900	32,300	30,700	52,300	30,000	28,900	29,500	25,600	28,500	30,900	31,300	-	-	
	(54,400)	(46,300)	(47,200)	(51,900)	(41,900)	(51,200)	(41,200)	(65,800)	(46,300)	(45,400)	(43,200)	(73,500)	(42,200)	(40,800)	(41,500)	(38,600)	(40,100)	(43,400)	(44,000)	-	-	
20 長野県	38,400	33,100	33,800	38,500	29,000	36,700	29,400	44,900	31,200	32,300	30,800	46,300	26,400	28,200	25,500	24,900	28,700	28,800	29,300	24,700	-	
	(54,000)	(46,500)	(47,500)	(51,300)	(40,800)	(51,600)	(41,300)	(63,100)	(43,800)	(45,400)	(43,300)	(65,100)	(37,100)	(39,600)	(35,900)	(35,000)	(40,400)	(40,500)	(41,200)	(34,700)	-	
北陸	15 新潟県	48,200	35,800	43,100	41,400	26,900	35,400	27,700	48,200	30,600	32,500	32,000	34,400	26,700	27,800	27,600	24,800	28,900	27,100	28,900	23,600	-
		(67,800)	(50,600)	(60,600)	(58,200)	(37,800)	(49,800)	(38,800)	(67,800)	(43,000)	(45,700)	(45,000)	(48,400)	(37,500)	(39,100)	(38,800)	(34,900)	(40,600)	(38,100)	(40,600)	(33,200)	-
	16 富山県	47,800	35,700	43,100	42,500	28,600	33,800	27,600	49,000	30,700	33,300	31,300	39,800	29,600	28,500	28,600	24,900	28,800	27,100	29,300	-	-
(67,200)		(50,200)	(60,600)	(59,800)	(40,200)	(47,500)	(38,800)	(68,900)	(43,200)	(46,800)	(44,000)	(56,000)	(41,600)	(40,200)	(40,200)	(35,000)	(40,500)	(38,100)	(41,200)	-	-	
17 石川県	48,100	36,100	43,300	43,500	30,700	34,000	27,900	47,500	31,900	31,500	31,500	40,700	29,100	28,600	28,200	25,300	29,000	28,300	29,800	-	-	
	(67,600)	(50,800)	(60,900)	(61,200)	(43,200)	(47,800)	(39,200)	(66,800)	(44,900)	(44,300)	(44,300)	(57,200)	(40,900)	(40,200)	(39,600)	(35,600)	(40,800)	(39,800)	(41,900)	-	-	
中部	21 岐阜県	43,900	33,500	38,000	39,600	29,300	33,800	26,600	43,400	29,400	26,800	32,800	45,100	30,200	31,300	26,900	24,200	28,200	27,100	29,300	-	-
		(61,700)	(47,100)	(53,400)	(55,700)	(41,200)	(47,500)	(37,400)	(61,000)	(41,300)	(37,700)	(46,100)	(63,400)	(42,500)	(44,600)	(37,800)	(34,000)	(39,600)	(38,100)	(41,200)	-	-
	22 静岡県	43,800	34,300	39,000	39,900	29,500	33,700	26,500	49,500	31,900	30,300	32,500	48,300	29,400	31,200	28,400	24,300	28,200	29,800	30,500	25,000	-
		(61,600)	(48,200)	(54,000)	(56,300)	(41,500)	(47,300)	(37,300)	(69,800)	(49,800)	(42,600)	(45,700)	(67,900)	(38,900)	(43,300)	(38,600)	(34,200)	(39,600)	(41,200)	(42,900)	(35,200)	-
23 愛知県	43,900	33,400	38,100	39,200	29,300	33,700	26,600	46,600	31,300	27,200	32,700	45,900	30,500	31,700	27,600	24,600	28,200	29,300	29,700	-	-	
	(61,700)	(47,000)	(53,800)	(55,100)	(41,200)	(47,400)	(37,400)	(65,500)	(44,000)	(38,200)	(46,000)	(64,500)	(42,900)	(44,800)	(38,800)	(34,600)	(39,600)	(41,200)	(41,800)	-	-	
24 三重県	43,900	33,500	38,200	40,800	28,300	33,400	26,400	46,600	30,500	27,100	32,600	47,500	28,500	31,300	27,000	24,900	28,300	29,200	31,800	-	-	
	(61,700)	(47,100)	(53,700)	(57,400)	(39,800)	(47,000)	(37,100)	(65,500)	(42,900)	(38,100)	(45,800)	(66,800)	(40,100)	(44,000)	(38,000)	(35,000)	(39,800)	(41,100)	(44,700)	-	-	
近畿	18 福井県	43,000	32,800	32,200	40,000	26,600	31,000	24,500	37,500	27,200	29,700	26,500	40,600	27,100	25,500	25,700	23,800	28,900	26,100	26,900	-	-
		(60,500)	(46,100)	(45,300)	(56,200)	(37,400)	(43,600)	(34,400)	(52,700)	(38,200)	(41,800)	(37,300)	(57,100)	(38,100)	(35,900)	(36,100)	(33,500)	(40,600)	(36,700)	(37,800)	-	-
	25 滋賀県	43,800	32,400	31,900	39,500	26,900	29,000	24,700	37,700	28,300	24,800	26,400	40,700	27,500	26,600	26,600	24,500					

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間あたりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔 上段：公共工事設計労務単価
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値) 〕

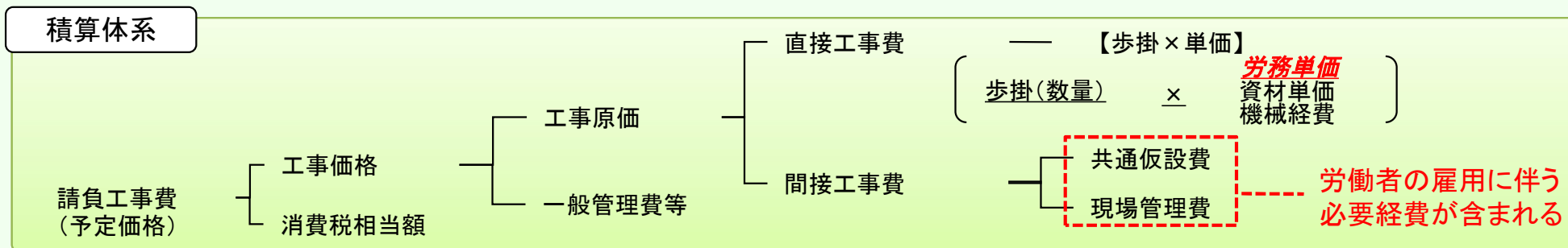
地方連綿協議会名		都道府県名		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)											
				サッシ工	屋根心き工	内装工	ガラス工	建員工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員	交通誘導警備員		
北海道	01 北海道	28,100	27,100	24,200	-	23,600	27,200	27,100	16,900	14,000	-	-	-		
		(39,500)	-	(38,100)	(34,000)	-	(33,200)	(38,200)	(38,100)	(23,800)	(19,700)	-	-		
東北	02 青森県	30,200	26,600	25,600	25,800	22,400	25,400	26,200	15,600	13,500	-	-			
		(42,500)	30,200	(37,400)	(36,000)	(36,300)	(31,500)	(35,700)	(36,800)	(21,900)	(19,000)	-			
	03 岩手県	30,200	26,800	25,600	25,800	22,600	25,300	26,000	16,500	14,100	-	-			
		(42,500)	30,200	(37,700)	(36,000)	(36,300)	(31,800)	(35,600)	(36,600)	(23,200)	(19,800)	-			
	04 宮城県	32,400	29,300	25,200	25,900	23,200	25,300	26,100	18,200	15,200	-	-			
		(43,600)	30,900	(41,200)	(35,400)	(36,400)	(32,600)	(35,600)	(36,700)	(25,600)	(21,400)	-			
	05 秋田県	30,900	27,200	25,900	26,100	22,800	25,700	26,500	16,000	13,500	-	-			
		(43,400)	30,100	(38,200)	(36,400)	(36,700)	(32,100)	(36,100)	(37,300)	(22,500)	(19,000)	-			
	06 山形県	30,100	26,400	25,600	25,200	24,100	25,500	26,300	17,900	15,100	-	-			
		(42,300)	30,100	39,900	(36,900)	(35,400)	(33,900)	(35,900)	(37,000)	(21,200)	(18,200)	-			
07 福島県	30,100	29,200	25,600	26,700	23,700	25,500	26,100	18,200	15,200	-	-				
	(43,200)	31,500	(44,300)	(41,100)	(36,000)	(37,500)	(33,300)	(35,900)	(36,700)	(25,600)	(21,400)				
関東	08 茨城県	30,500	31,300	29,800	26,900	26,600	26,100	26,400	17,900	16,400	-	-			
		(42,900)	30,600	(44,000)	(41,900)	(37,800)	(37,400)	(36,700)	(37,100)	(26,200)	(23,100)	-			
	09 栃木県	30,600	31,900	29,700	26,900	26,300	26,100	26,400	17,500	15,200	-	-			
		(43,000)	29,500	(44,900)	(41,800)	(37,800)	(37,000)	(36,700)	(37,100)	(24,600)	(21,400)	-			
	10 群馬県	30,100	31,000	29,800	25,700	25,400	26,100	26,400	16,700	14,800	-	-			
		(41,500)	30,100	(43,600)	(41,900)	(36,100)	(35,700)	(36,700)	(37,100)	(23,500)	(20,800)	-			
	11 埼玉県	30,100	31,500	29,800	26,800	26,900	26,100	26,400	17,700	15,900	-	-			
		(42,300)	30,100	(44,300)	(41,900)	(37,700)	(37,800)	(36,700)	(37,100)	(24,900)	(22,400)	-			
	12 千葉県	30,200	30,900	29,800	26,900	26,500	26,100	26,400	18,300	16,000	-	-			
		(42,500)	30,400	(43,400)	(41,900)	(37,800)	(37,300)	(36,700)	(37,100)	(25,700)	(22,500)	-			
13 東京都	30,400	31,300	29,900	26,900	27,000	26,200	26,400	19,000	16,600	-	-				
	(42,700)	29,500	(44,000)	(42,000)	(37,800)	(36,000)	(36,800)	(37,100)	(26,700)	(23,300)	-				
14 神奈川県	30,100	31,700	29,900	25,700	26,000	26,100	26,400	18,600	16,600	-	-				
	(42,600)	30,100	(44,800)	(42,000)	(36,100)	(36,800)	(36,100)	(37,100)	(26,400)	(23,300)	-				
19 山梨県	30,100	31,900	29,900	25,700	25,900	26,100	26,400	17,200	15,200	-	-				
	(42,300)	29,200	(44,900)	(42,000)	(36,100)	(36,400)	(36,700)	(37,100)	(24,200)	(21,400)	-				
20 長野県	29,200	30,600	30,100	25,700	25,500	26,100	26,400	15,900	13,600	-	-				
	(41,100)	30,600	(43,000)	(42,300)	(36,100)	(35,900)	(36,700)	(37,100)	(22,400)	(19,100)	-				
北陸	15 新潟県	32,000	29,000	26,800	23,300	22,900	26,100	27,900	17,600	15,700	-	-			
		(45,000)	31,000	(40,800)	(37,700)	(32,800)	(32,200)	(36,700)	(39,200)	(24,700)	(22,100)	-			
	16 富山県	31,000	26,900	26,800	23,000	23,400	26,100	27,800	17,400	16,200	-	-			
17 石川県	30,500	26,800	26,900	22,800	23,700	26,200	26,000	18,200	16,200	-	-				
	(42,900)	30,100	(39,500)	(37,800)	(32,100)	(33,300)	(36,800)	(39,400)	(25,600)	(22,800)	-				
中部	21 岐阜県	31,600	29,200	29,100	25,300	25,400	28,200	29,000	18,400	15,900	-	-			
		(44,400)	31,100	(41,100)	(40,900)	(35,600)	(35,700)	(39,600)	(40,800)	(25,900)	(22,400)	-			
	22 静岡県	31,100	30,500	29,000	25,300	27,000	28,000	29,900	18,900	15,700	-	-			
		(43,700)	31,100	(44,600)	(42,000)	(36,100)	(36,800)	(37,100)	(40,800)	(26,700)	(22,100)	-			
	23 愛知県	31,100	32,900	29,100	25,300	25,600	28,100	29,000	19,700	16,200	-	-			
(43,700)		31,800	(46,300)	(40,900)	(35,600)	(36,000)	(39,500)	(40,800)	(27,700)	(22,800)	-				
24 三重県	31,800	33,000	29,100	25,600	26,600	28,200	29,000	18,700	15,500	-	-				
	(44,700)	31,800	(46,400)	(40,900)	(36,000)	(37,400)	(39,600)	(40,800)	(26,300)	(21,800)	-				
近畿	18 福井県	27,000	28,700	26,800	26,700	23,700	26,500	25,500	17,000	14,800	-	-			
		(38,000)	29,200	(40,400)	(37,700)	(37,500)	(33,300)	(37,300)	(35,900)	(23,900)	(20,800)	-			
	25 滋賀県	29,200	29,300	26,600	26,800	24,700	27,000	26,800	16,300	13,700	-	-			
		(41,100)	29,200	(41,200)	(37,400)	(37,700)	(34,700)	(38,000)	(37,400)	(22,900)	(19,300)	-			
	26 京都府	29,200	29,400	26,600	26,600	25,000	26,800	26,300	16,500	13,200	-	-			
		(41,100)	28,700	(41,300)	(37,400)	(37,400)	(35,200)	(37,700)	(37,000)	(23,200)	(18,600)	-			
	27 大阪府	28,700	29,400	26,700	26,700	24,300	26,500	26,100	16,200	14,000	-	-			
		(40,400)	28,700	(41,300)	(37,500)	(37,500)	(34,200)	(37,300)	(36,700)	(22,800)	(19,700)	-			
	28 兵庫県	28,700	29,400	26,700	26,700	24,000	26,600	26,100	16,600	13,700	-	-			
		(40,400)	29,200	(41,500)	(39,500)	(37,500)	(33,700)	(37,400)	(36,700)	(23,300)	(19,900)	-			
29 奈良県	29,500	29,500	26,600	26,600	25,400	27,000	26,000	16,700	13,600	-	-				
	(41,100)	28,900	(41,500)	(37,400)	(37,400)	(35,700)	(38,000)	(36,600)	(23,500)	(19,500)	-				
30 和歌山県	28,900	29,400	26,700	26,700	25,100	26,800	25,800	16,200	13,800	-	-				
	(40,600)	28,900	(41,300)	(37,500)	(37,500)	(35,300)	(37,700)	(36,300)	(22,800)	(19,400)	-				
中国	31 鳥取県	24,000	25,200	22,600	24,200	21,700	21,800	25,000	16,700	13,400	-	-			
		(33,700)	23,800	(35,400)	(31,800)	(34,000)	(30,500)	(30,700)	(35,200)	(23,500)	(18,800)	-			
	32 島根県	23,800	24,600	22,600	23,500	21,700	21,800	25,000	16,700	14,300	-	-			
		(33,500)	23,900	(34,600)	(31,800)	(33,000)	(30,500)	(30,700)	(35,200)	(23,500)	(20,100)	-			
	33 岡山県	23,900	25,800	22,600	24,200	21,900	21,900	25,000	17,300	15,000	-	-			
		(33,600)	23,800	(36,300)	(31,800)	(34,000)	(30,800)	(30,800)	(35,200)	(24,300)	(21,100)	-			
34 広島県	23,800	24,600	22,600	23,300	21,600	21,800	25,000	17,200	14,700	-	-				
	(33,500)	23,900	(34,600)	(31,800)	(32,800)	(30,400)	(30,700)	(35,200)	(24,200)	(20,700)	-				
35 山口県	23,900	24,900	22,600	23,500	21,600	21,800	25,000	17,000	14,200	-	-				
	(33,600)	23,800	(35,000)	(31,800)	(33,000)	(30,400)	(30,700)	(35,200)	(23,900)	(20,000)	-				
四国	36 徳島県	-	22,600	-	21,100	-	23,400	15,500	13,800	-	-	-			
		-	-	(31,800)	-	(29,700)	-	(32,900)	(21,800)	(18,400)	-	-			
	37 香川県	-	22,600	-	21,100	-	23,400	15,500	14,000	-	-	-			
		-	-	(31,800)	-	(29,700)	-	(32,900)	(21,900)	(19,700)	-	-			
	38 愛媛県	-	22,600	-	21,100	-	23,400	14,900	12,600	-	-	-			
-		-	(31,800)	-	(29,700)	-	(32,900)	(20,900)	(17,700)	-	-				
39 高知県	-	22,600	-	21,100	-	23,400	14,200	12,000	-	-	-				
	-	-	(31,800)	-	(29,700)	-	(32,900)	(20,000)	(16,900)	-	-				
九州	40 福岡県	-	27,100	26,700	23,500	23,300	23,800	26,800	15,700	14,100	-	-			
		-	(38,100)	(37,500)	(33,000)	(32,800)	(33,500)	(37,700)	(22,100)	(19,800)	-				
	41 佐賀県	-	27,200	26,800	23,600	23,200	23,900	27,100	15,700	13,900	-	-			
		-	(38,200)	(37,700)	(33,200)	(32,600)	(33,600)	(38,100)	(22,100)	(19,500)	-				
	42 長崎県	-	28,300	26,900	23,600	23,400	23,900	27,300	15,900	14,800	-	-			
		-	(39,800)	(37,800)	(33,200)	(32,900)	(33,600)	(38,400)	(22,400)	(20,800)	-				
	43 熊本県	-	27,300	27,000	23,900	23,100	23,900	26,800	15,400	13,500	-	-			
		-	(38,400)	(38,000)	(33,000)	(32,500)	(33,600)	(37,700)	(21,700)	(19,000)	-				
	44 大分県	-	27,200	26,800	23,500	23,600	23,900	26,800	15,700	12,800	-	-			
		-	(3												

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**
 (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



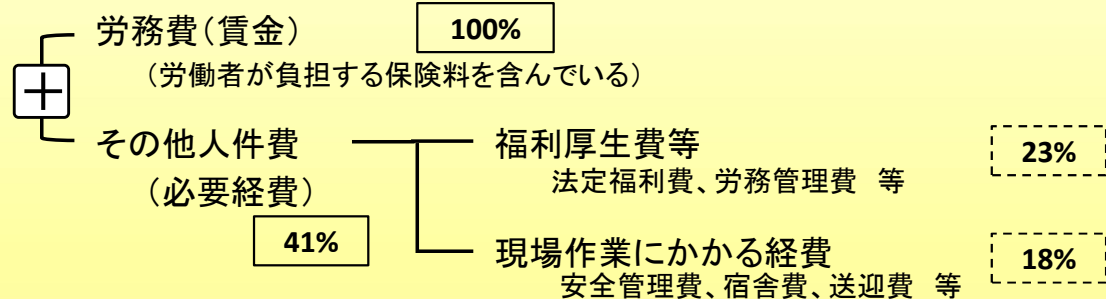
課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示**し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費

国不建推第66号
国不建振第107号
国官参建第49号
令和6年12月13日

公共発注者の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長
建設振興課長
大臣官房参事官(建設人材・資材)
(公印省略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

今般、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

引き続き労務費、原材料費、エネルギーコスト等(以下「原材料費等」という。)の高騰が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定性・健全性を確保するため十分な配慮が必要です。

また、発注者と元請負人の間の契約の適正化を図ることは、それぞれの責任と役割の分担が明確化されるとともに、適正な施工の確保にも資することとなり、発注者の利益につながるることとなります。

については、貴職におかれても、下請契約の適正化の観点から、発注者と元請負人の関係においても、積算に用いる原材料費等について、月毎など適時に改定を行うことなどにより市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、本年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)において、契約締結後に資材費等が変動した場合における請負代金の変更に係る契約条項を適切に設定するとともにその運用の基準等をあらかじめ策定すること、そして、それらに基づき適切に請負代金の変更を行うことが発注者等の責務に追加されました。さらに、同じく本年6月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)において、公共工事の発注者は、当該公共工事の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者が請負契約の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされました。これらも踏まえ、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、公共工事標準請負契約約款第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)(いわゆるスライド条項)及び第22条(受注者の請求による工期の延長)を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に

対応していただきますようお願いいたします。

その他、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合にも同様に、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

各都道府県におかれては、建設工事の契約の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村、地方公社等に対して、この趣旨及び内容の周知と適正な工期の確保、適正な請負代金の設定及び適切な代金の支払等、適正な契約の締結及びその履行の徹底に御協力をお願いします。

加えて、設計や施工管理等発注者を支援する立場の事業者に対しても、取引事業者の一員としてこの趣旨及び内容を十分理解いただき、適切な取組みを徹底していただくよう周知方よろしくお願いいたします。

国不建推第67号
国不建振第108号
国官参建第50号
令和6年12月13日

主要民間団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局 建設業課長
建設振興課長
大臣官房参事官(建設人材・資材)
(公印省略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

今般、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

労務費、原材料費、エネルギーコスト等(以下「原材料費等」という。)の高騰が引き続き懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定性・健全性を確保するため十分な配慮が必要です。

また、建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などに総合的に取り組むべく、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第49号。以下「改正法」という。)により建設業法(昭和24年法律第100号)等の一部改正を行ったところであり、建設工事の請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加、工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知、請負契約の変更に係る誠実協議等の事項について、令和6年12月13日から施行されることとされました。

建設工事の受注者は、発注者が自身の事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元請下請間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となることから、発注者と元請負人の間の契約の適正化が重要です。

については、貴団体傘下の各企業におかれても、下請契約の適正化の観点から、発注者と元請負人の関係においても、原材料費等について市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、民間建設工事標準請負契約約款(甲)第31条(請負代金額の変更)及び第30条(工事又は工期の変更等)(電力・ガス、鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては公共工事標準請負契約約款第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)及び第22条(受注者の請求による工期の延長))を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には誠実に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に対応していただきますようお願いいたします。

たします。

その他、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合にも同様に、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

また、本年11月から、元請負人（特定建設業者）が下請代金の支払において手形を利用する場合、手形期間を60日以内に短縮することが求められますが、そのための支払原資が適切に確保されるよう、発注者が元請負人に請負代金を支払うときは、同様に手形期間を60日以内に短縮する、できる限り現金払とするなど、支払手段の適正化に取り組まれるようよろしくお願いいたします。

加えて、設計や施工管理等発注者を支援する立場の事業者に対しても、取引事業者の一員としてこの趣旨及び内容を十分理解いただき、適切な取組みを徹底していただくよう周知方よろしくお願いいたします。

— 建設業法違反通報窓口 —

駆け込みホットライン



あつたら違反、
なくなら通報!

全国
共通

TEL.  **0570-018-240**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX.  **0570-018-241**

E-mail.  hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います

駆け込みホットラインでは建設業法違反に関する通報を受け付けております。
具体的な違反事例については裏面及びガイドラインをご覧ください。

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜建設業法に係る違反行為の通報を受け付けます＞

無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している。

60日を超える「割引困難手形」で下請代金が支払われた。

見積書に記載した法定福利費を一方的に減額された。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

著しく短い工期や原価割れの契約を締結させられた。

工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた

一方的に請負代金や工期を決定されるが、協議に応じてもらえない。



※ **建設業法違反となる取引上の行為**や注意点はこちら

(建設業法に違反し得る事案かどうか通報前に下記ガイドラインや法令をご確認の上、通報願います)

建設業法令遵守ガイドライン

検索

※ 元請・下請間の取引に関するトラブルの相談窓口はこちら

建設業取引適正化センター

検索

東京: TEL 03-3239-5095

E-mail: tokyo@tekitori.or.jp

大阪: TEL 06-6767-3939

E-mail: osaka@tekitori.or.jp

駆け込みホットラインに電話をすると最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望まれます。

1. 通報される方の情報(匿名可)

氏名	
会社名	
住所	
電話番号	E-mail

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会社名	
代表者名	
所在地	
建設業許可番号	
電話番号	

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

いつ	
どこで	
だれに対して	
何をしたか(上記違反事例、ガイドラインを参考にご記載ください)	